

## 旭川河畔（西中島町）賑わい創出事業に関する基本協定書（案）

岡山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、旭川河畔（西中島町）賑わい創出事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、河川法（昭和39年法律第167号）、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び岡山市公園条例（昭和35年岡山市条例第11号）並びに関係法令等の規定に従い、甲及び乙が本事業を適切かつ円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

（事業の範囲）

第2条 本協定の対象になる範囲は、募集要項の実施場所位置図に示す範囲とする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和6年5月31日までとする。

（事業計画書）

第4条 乙は、本協定締結後、速やかに、取組提案書（以下「提案書」という。）に基づき実施する取組内容及び関係機関等との協議により決定した事項を記載した事業計画書を作成し、事業着手日までに甲に提出して承諾を得なければならない。

2 乙は、事業計画書の内容を変更する必要がある場合、甲と協議を行い、甲の承諾を受けなければならない。

3 乙は、事業計画書の内容の変更について、甲の承諾を得たときは、速やかに変更の事業計画書を甲に提出しなければならない。

（遵守事項）

第5条 乙は、募集要項、提案書、本協定、事業計画書及びその他の関係法令等を遵守するとともに、甲が運営上必要と認めて行う指導に従わなければならない。

（費用負担）

第6条 乙が、提案書及び事業計画書に基づき実施する取組に関する一切の費用は、全て乙が負担するものとする。

（河川又は公園の使用に関わる手続き）

第7条 乙は、河川又は都市公園の法令等に基づく必要な申請を関係機関へ行うとともに、許可時に付された条件を遵守すること。

(行為の制限)

第8条 乙は、本事業において、次に定める行為を行い又は第三者に行わせることはできない。

(1) 政治的又は宗教的な勧誘活動又は普及宣伝活動等

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する業

(3) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等

(4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及びその利益となる活動を行う者の活動

(6) 上記のほか、本市が必要とみなすことができないと判断する行為

(原状回復)

第9条 乙又は乙の取組に起因して、甲の所有する施設等を汚損もしくは破損した場合、乙の責任と費用負担で、清掃又は修繕等の必要な措置を講じて原状回復するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第10条 乙は、本協定から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(損害の賠償)

第11条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しなかったために、相手方に対して損害を与えたときは、当該相手方に対し、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲の負担とする。

3 前項の規定により、乙が甲に賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の解除等)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定に定める義務を履行せず、甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (2) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理もしくは会社更生手続きの申し立てを受け、もしくはこれらの申し立てをした場合
- (3) 乙が、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受け、又は市税その他の本市に対する金銭債務の滞納処分を受けた場合

2 甲が前項の規定により本協定を解除したときは、乙はいかなる損害の補填、補償も甲に請求することはできない。

(第三者からの苦情処理)

第13条 乙は、本事業の自己の取組に起因し、又はこれに関連して生じた第三者からの苦情、第三者との間の事故等が生じ取組に支障を来し又は来たす恐れがあるときは、速やかに甲に報告するとともに、責任を持って解決するものとする。

2 乙は、苦情の内容と対応について記録を残し、随時甲に提出すること。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、互いに本協定の履行に関して知り得た秘密を相手方若しくは相手方の代理人以外の第三者に漏らし、又は本協定の目的以外の目的で使用してはならない。本協定が終了し、又は解除された後も同様とする。ただし、法令の規定に基づきこれらの秘密を開示する場合は、この限りでない。

(裁判管轄)

第15条 本協定に関し裁判上の紛争が生じた場合は、岡山地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この基本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長 大森 雅夫

印

乙

印